十　発行日　平成二十七年九月二十四日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円七十八銭以上のそれぞれの応募価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円七十九銭
ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　年〇・四パーセント
十二　利率
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。
額面金額の総額×$\frac{0.4}{100}$×$\frac{4}{365}$
十四　初期利子　平成二十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。
額面金額×$\frac{0.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成三十七年九月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年九月二十四日

〇財務省告示第三百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百五十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆九百十八億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千八百七十四億二千六百二十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、九千四十三億七千三百七十五万円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千七十六億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆九百八十億五千七百九十万円
千八十二億千三百三十二万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十七年九月二十四日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三十銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十七銭
十二　利率　年一・二パーセント
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。
額面金額の総額×$\frac{1.2}{100}$×$\frac{4}{365}$
十四　初期利子　平成二十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。
額面金額×$\frac{1.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成四十七年九月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年九月二十四日

〇財務省告示第三百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　利付国庫債券（三十年）（第四十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項